

道路交通法に係る処分基準の改定概要

1 趣旨

令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）により、一定の基準を満たした電動キックボード等は特定小型原動機付自転車と定義されるとともに、同車両の交通方法等が規定され、令和5年7月1日に施行されることとなった。

改正法では、特定小型原動機付自転車の運転に関し、特定の違反行為を反復して行った者に対する特定小型原動機付自転車運転者講習制度が新設等されたことから、処分基準の改定を行うものである。

2 主な改定内容

（1）処分基準「特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令」の新設

特定小型原動機付自転車運転者講習に係る受講命令について、必要な処分基準を新設するもの

（2）「運転免許の効力の停止等の処分量定基準」の改定

特定小型原動機付自転車以外の原動機付自転車は「一般原動機付自転車」と定義されるため、処分基準を改定するもの

（3）その他所要の改定

3 施行期日

令和5年7月1日